

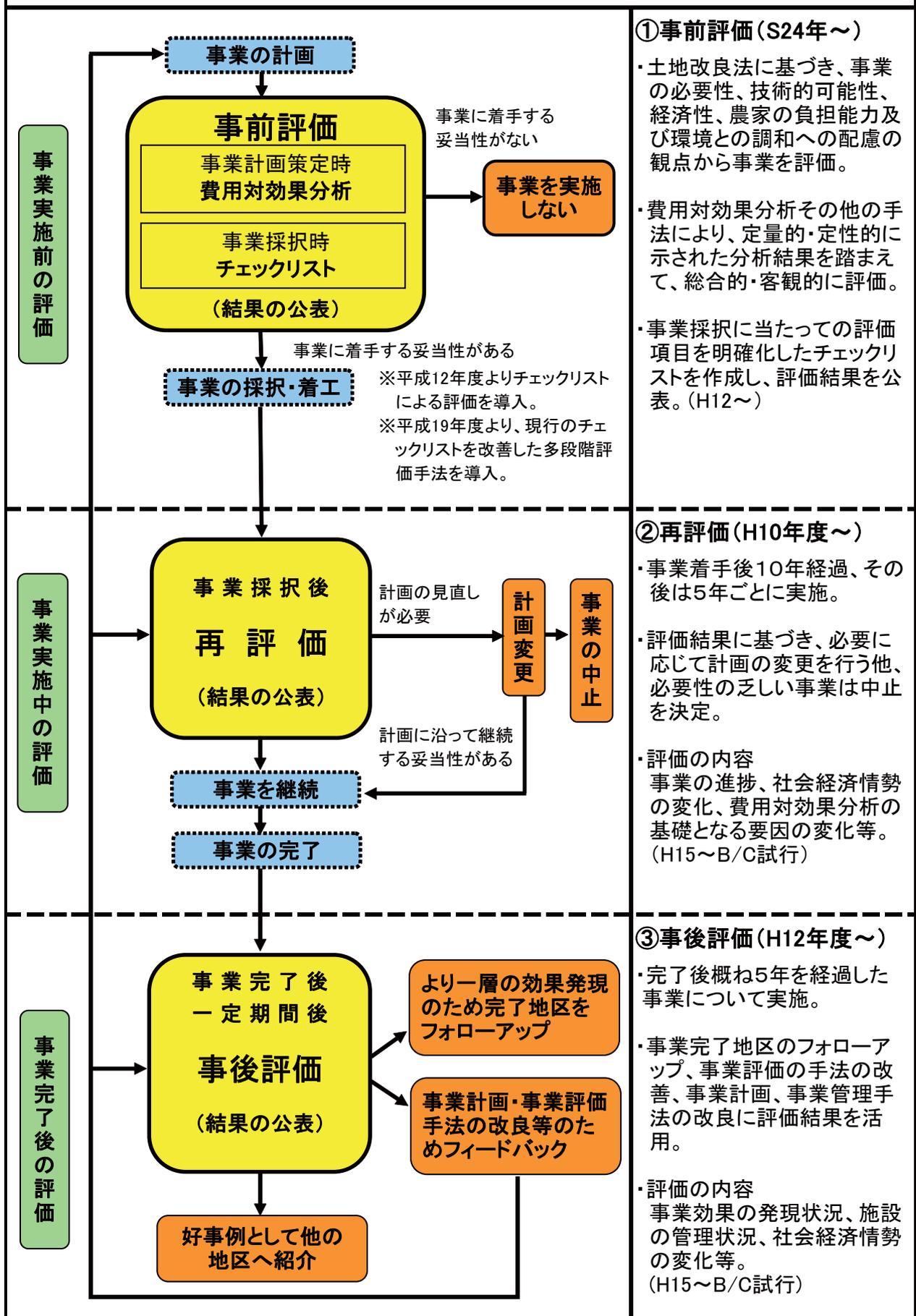
平成30年度 国営事業評価について

平成30年6月15日

目 次

- ・ 農業農村整備事業における事業評価の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ・ 平成30年度 国営事業評価に関する検討スケジュール・・・・・・・・・・・・ 2
- ・ 北陸農政局国営事業管理委員会設置要領・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ・ 北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則・・・・・・・・ 8
- ・ 平成29年度及び30年度 技術検討会 委員名簿・・・・・・・・・・・・ 10

農業農村整備事業における事業評価の流れ



①事前評価(S24年～)

- ・土地改良法に基づき、事業の必要性、技術的可能性、経済性、農家の負担能力及び環境との調和への配慮の観点から事業を評価。
- ・費用対効果分析その他の手法により、定量的・定性的に示された分析結果を踏まえて、総合的・客観的に評価。
- ・事業採択に当たっての評価項目を明確化したチェックリストを作成し、評価結果を公表。(H12～)

②再評価(H10年度～)

- ・事業着手後10年経過、その後は5年ごとに実施。
- ・評価結果に基づき、必要に応じて計画の変更を行う他、必要性の乏しい事業は中止を決定。
- ・評価の内容
事業の進捗、社会経済情勢の変化、費用対効果分析の基礎となる要因の変化等。(H15～B/C試行)

③事後評価(H12年度～)

- ・完了後概ね5年を経過した事業について実施。
- ・事業完了地区のフォローアップ、事業評価の手法の改善、事業計画、事業管理手法の改良に評価結果を活用。
- ・評価の内容
事業効果の発現状況、施設の管理状況、社会経済情勢の変化等。(H15～B/C試行)

※事前・事後評価は、総事業費10億円以上の事業を対象

平成30年度 国営事業評価に関するスケジュール

- ①事前評価：河北潟周辺（国営総合農地防災事業）
- ②事後評価：亀田郷（国営かんがい排水事業）

<北陸農政局>

【第1回事業管理幹事会(5月17日(木))】
[13:15～共用地下中会議室]

第1回事業管理委員会(5月28日(月))

[13:15～共用地下中会議室]
・評価結果(案)、基礎資料(案)の検討
・予備的検討地区の説明、実施の判断

評価結果(案)の説明

← 関係団体への意見聴取
(6月中旬～7月上旬)

← 評価結果(案)の修正・意見等

【第2回事業管理幹事会(6月28日(木))】
[14:00～共用地下中会議室]

第2回事業管理委員会(7月5日(木))

[14:00～共用地下中会議室]
・第1回技術検討会質疑対応の検討
・評価結果(案)への反映

← 質疑の回答・評価結果(案)の修正

※ [第2回技術検討会終了後]
事業評価報告内容の検討

※評価結果等の報告

北陸農政局長 事業評価結果の本省報告

↓
農村振興局長

↓
事業評価結果及び実施方針の公表(8月末)

<技術検討会>

※幹事会終了後：委員6名への事前説明

- 5月23日(水) 森委員(石川県立大学)
- 5月23日(水) 松本(恵)委員(金沢工業大学)
- 5月23日(水) 松本(正)委員(北日本新聞)
- 5月24日(木) 鷺見委員(新潟大学)
- 5月25日(金) 荘林委員(学習院女子大学)
- 5月23日(水) 水尾委員(名城大学)

第1回技術検討会(現地調査・審議)

6月8日(金) 現地調査
終日 現地調査：亀田郷

6月15日(金) 現地調査
8:30 現地調査：河北潟周辺
13:30 評価結果の審議【上記2地区】
【北陸農政局第2会議室】

第2回技術検討会 7月13日(金)

[9:00～北陸農政局第2会議室]
質疑の回答・評価結果(案)の検討
技術検討会の意見とりまとめ

← 技術検討会の意見提示

北陸農政局国営事業管理委員会設置要領

第1 目 的

農業農村整備事業の効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から、管内の国営土地改良事業等(直轄地すべり対策事業を含む。以下「国営事業」という。)について、調査計画段階から事業実施中、事業完了後まで、幅広く情報を共有するとともに、国営事業の推進を図るため、国営事業管理委員会(以下「事業管理委員会」という。)を設置する。

第2 事 務

- 1 事業管理委員会は次に掲げる事項について事務を行う。
 - (1) 国営事業の事業着手前における事業の評価(以下「事前評価」という。)に関する事。
 - (2) 国営事業の事業採択後、一定期間ごとに当該事業を取りまく諸情勢の変化を踏まえた事業の評価(以下「再評価」という。)に関する事。
 - (3) 国営事業の事業完了地区において、当該事業により得られた効用の評価(以下「事後評価」という。)に関する事。
 - (4) 国営事業の事業着手前の調査等(広域基盤整備計画調査、地域整備方向検討調査、国営土地改良事業地区調査、全体実施設計)に関する事。
 - (5) 国営事業の環境との調和への配慮の検討及び決定に関する事。
 - (6) 国営事業の事業管理に関する事。
 - (7) 国営事業の計画変更に関する事。
 - (8) その他事業管理委員会が設置目的に照らして適当と認める事項に関する事。
- 2 上記1の(1)、(2)及び(3)については、農業農村整備事業等における新規地区採択時の評価手法の明確化について(平成14年12月18日付け14農振第1828号農村振興局長通知)、国営土地改良事業等再評価実施要領(平成10年3月27日付け10構改D第161号構造改善局長、畜産局長通知)及び国営土地改良事業等事後評価実施要領(平成12年3月27日付け12構改C第241号構造改善局長、畜産局長通知)に基づき評価を実施する。
- 3 上記1の(5)については、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の基本方針について(平成14年3月1日付け13農振2784号農村振興局長通知)、国営土地改良事業地区における「環境との調和への配慮に関する計画」の作成について(平成19年2月27日付け18農振第1467号農村振興局企画部長、整備部長通知)に基づき実施する。

第3 構 成

- 1 事業管理委員会は、別表1に掲げる関係部課長及び地方参事官をもって構成する。

ただし、必要に応じて他の関係課長等を構成員に加えることができるものとする。
- 2 事業管理委員会は、所要の事務を行わせるため、別表2に掲げる関係課課長補佐等により構成される国営事業管理委員会幹事会(以下「事業管理幹事会」という。)を設置する。

第4 運 営

1 事業管理委員会の運営

- (1) 事業管理委員会は第2に掲げる事務を円滑に行うため、必要に応じて開催する。
また、委員長が必要と認めたとき及び委員から要請があったときについても開催する。
- (2) 事業管理委員会は委員長が招集し、その会務を統括する。ただし、委員長が指名したときは、その指名された副委員長又は委員が委員長としてその職務を行う。
- (3) 委員長は、必要に応じて別表1に掲げる者以外の関係職員について事業管理委員会への出席を求めることができるものとする。
- (4) 情報連絡の緊密化を図るため、第2に掲げる事項及び国営造成施設管理連絡調整委員会の審議等活動結果、翌年度の活動計画を提示又は提案する報告会を年2回程度開催するものとする。
- (5) 委員長は、事前評価、再評価及び事後評価に関して技術的・専門的な知見を有する第三者から構成される技術検討会を設置し、評価結果案等について意見を聴取するものとする。
- (6) 委員長は、国営事業における環境との調和への配慮に関して農業農村整備事業又は環境等に関する専門的な知見を有する第三者から構成される「北陸農政局国営事業の環境に係る情報協議会」を設置し、環境に関する事項について意見交換、情報提供及び助言を求めるものとする。

2 事業管理幹事会の運営

- (1) 事業管理幹事会は、必要に応じて開催する。また、幹事長が必要と認めたとき及び幹事から要請があったときについても開催する。
- (2) 事業管理幹事会は幹事長が招集し、その会務を統括する。ただし、幹事長が指名したときは、その指名された幹事等がその職務を代行する。
- (3) 幹事長は、必要に応じて別表2に掲げる者以外の関係職員について事業管理幹事会への出席を求めることができるものとする。

第5 事務局

- 1 事業管理委員会及び事業管理幹事会の事務局は別表－1及び2に掲げる幹事長の所属する課・室とする。
- 2 第2に掲げる事務を効率的かつ円滑に進めるため、事務の総括及び調整にあつては事務局が行い、資料整理等の実務にあつては事業を所管する課等が行うが、事業管理幹事会を構成する課はこれらについて、支援・協力を行うものとする。

第6 雑 則

この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員会において定める。

附 則

- (1) 従来の、「国営事業管理委員会設置要領、平成元年8月18日」については廃止する。
- (2) この要領は、平成10年6月10日から施行する。
- (3) 事後評価の取扱いに伴い、平成11年6月8日に要領の一部を改正する。
- (4) 農林水産省組織再編に伴い、平成13年1月6日に要領の一部改正をする。
- (5) 平成13年 5月15日に要領の一部改正をする。
- (6) 平成13年10月 4日に要領の一部改正をする。
- (7) 平成15年 8月 4日に要領の一部を改正する。
- (8) 平成16年 4月 1日に要領の一部を改正する。
- (9) 平成18年 4月18日に要領の一部を改正する。
- (10) 平成19年 5月23日に要領の一部を改正する。
- (11) 平成23年 4月28日に要領の一部を改正する。
- (12) 平成23年10月13日に要領の一部改正をする。
- (13) 平成26年 5月26日に要領の一部改正をする。
- (14) 平成27年 6月 2日に要領の一部改正をする。
- (15) 平成27年10月1日の地方農政局組織再編に伴い、平成27年10月23日に要領の一部改正をする。

なお、この要領の一部改正に伴い国営調査管理委員会設置要領(平成23年6月30日)、北陸農政局国営事業環境検討委員会設置要領(平成22年1月19日)は、廃止する。

別表一 事業管理委員会の構成

区 分 所 属	要領第 2の1の (1)に 係るも の	要領第 2の1の (2)に 係るも の	要領第 2の1の (3)に 係るも の	要領第 2の1の (4)に 係るも の	要領第 2の1の (5)に 係るも の	要領第 2の1の (6)に 係るも の	要領第 2の1の (7)に 係るも の	要領第 2の1の (8)に 係るも の
	事前 評価	再 評価	事後 評価	着手前 調査等	環境 との 調和 への 配慮	事業 管理	計画 変更	その他
地方参事官(特命・事業計画)	●		●	●	●		●	●
地方参事官(各省調整)		●		●		●	●	●
農村振興部								
部 長	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
設 計 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
農 村 計 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
土 地 改 良 管 理 課 長	○	○	○	○		○	○	
農 村 環 境 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
事 業 計 画 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
用 地 課 長				○		○	○	
水 利 整 備 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
農 地 整 備 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
防 災 課 長	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良調査管理事務所								
所 長	○		○	○	○			
事業(務)所								
所 長		○			○	○	○	

注：◎は委員長 ●は副委員長 ○は委員を示す。

注：土地改良調査管理事務所及び事業(務)所は該当地区に係る者とする。

注：○の委員のうち、水利整備課長、農地整備課長、防災課長については、事業担当原課以外の事項に係る委員会への出席は任意とする。

注：「その他」の項目については、案件に応じて委員を選定する。

別表一2 事業管理幹事会の構成

所 属 農村振興部	区 分							
	要領第 2の1の (1)に 係るも の 事前 評価	要領第 2の1の (2)に 係るも の 再 評価	要領第 2の1の (3)に 係るも の 事後 評価	要領第 2の1の (4)に 係るも の 着手前 調査等	要領第 2の1の (5)に 係るも の 環境 との 調和 への 配慮	要領第 2の1の (6)に 係るも の 事業 管理	要領第 2の1の (7)に 係るも の 計画 変更	要領第 2の1の (8)に 係るも の その他
設 計 課 事業調整室長	○	◎	○	○	○	◎	○	
課長補佐(調整)				○				
水利計画官	○			○			○	
農業土木専門官	○			○			○	
農 村 計 画 課 課長補佐(技術)	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良管理課 課長補佐	○	○	◎	○		○	○	
農政調整官			○					
農 村 環 境 課 課長補佐(総務)	○	○	○	○	○	○	○	
事 業 計 画 課 課長補佐(総務)	◎	○	○	◎	◎	○	◎	
課長補佐(計画調整)	○	○	○	○	○		○	
事業計画管理官	○			○	○		○	
用 地 課 課長補佐(総務)				○		○	○	
水 利 整 備 課 課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	
課長補佐(広報)				○				
農 地 整 備 課 課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	
防 災 課 課長補佐	○	○	○	○	○	○	○	
土地改良調査管理事務所 担当課長	○		○	○	○			
事業(務)所 担当課長		○			○	○	○	

注：◎は幹事長 ○は幹事を示す。

注：土地改良調査管理事務所及び事業(務)所は該当地区に係る者とする。

注：○の幹事のうち、水利整備課、農地整備課、防災課の幹事については、事業担当原課以外の事項に係る幹事会への出席は任意とする。

北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る技術検討会規則

第1 趣 旨

農業農村整備事業の効率的な執行及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、事業の事前評価、再評価及び事後評価に係る諮問機関である専門的知見を有する第三者から構成される委員会（以下「技術検討会」という。）の組織、会議、事務局その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

第2 事 務

技術検討会は、北陸農政局国営事業管理委員会（以下「国営事業管理委員会」という。）が作成した国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、北陸農政局補助事業評価委員会（以下「補助事業評価委員会」という。）が作成した補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について審議を行い、意見の提示を行う。

第3 構 成

- 1 技術検討会は、農業農村整備事業に関する学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる者6名以内をもって構成する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は非常勤とする。
- 6 委員の改選に当たっては、議論の活性化と継続性維持の観点から、新たな委員を少なくとも1名程度選任する。
- 7 委員に占める女性の比率を30%以上とする。
- 8 経済・社会全般や食料・農業・農村の各政策分野において、積極的に論じられる者を選任する。
- 9 特定の利害関係がある者及び団体による推薦を受けない。
- 10 国又は都道府県その他関係行政団体に属する者は選任しない。

第4 会 議

第2の事務にかかる会議は、国営事業管理委員会から国営事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案、補助事業評価委員会から補助事業の再評価結果案及び事後評価結果案について意見の提示を求

められたとき審議の必要に応じ開催する。

第5 意見の提示

技術検討会は、第2の事務に関し審議した事業の事前評価結果案、再評価結果案及び事後評価結果案の内容について、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときは、必要な範囲で、国営事業管理委員会、補助事業評価委員会に対して意見の提示を行う。

第6 事務局

事務局は、農村振興局が所管する事業に関する事前評価にあつては事業計画課、農村振興局が所管する事業に関する再評価にあつては整備部設計課事業調整室、農村振興局が所管する事業に関する事後評価にあつては農村計画部土地改良管理課、生産局が所管する事業に関する再評価、事後評価にあつては生産部畜産課に置くものとする。

附 則

- (1) この規則は、平成10年6月10日から施行する。
- (2) 事後評価の取扱いに伴い、平成12年3月7日に規則を一部改正する。
- (3) 農林水産省組織再編に伴い、平成13年1月6日に規則の一部改正をする。
- (4) 補助事業評価の取扱いに伴い、平成16年2月12日に規則を一部改正する。
- (5) 事業評価の取扱いに伴い、平成22年3月15日に規則を一部改正する。
- (6) 農林水産省政策評価基本計画の変更に伴い、平成23年4月28日に規則を一部改正する。
- (7) 平成23年10月13日に規則を一部改正する。

平成29年度及び30年度北陸農政局農業農村整備事業等評価に係る

技術検討会委員名簿

分野	氏名	役職	備考
農業土木	しょうばやし みきたろう 莊 林 幹太郎	学習院女子大学 教授	
経営	すみ えいじ 鷺見 英司	新潟大学 准教授	
環境	まつもと けいこ 松本 恵子	金沢工業大学 講師	
マスコミ	まつもと ただし 松本 正	株式会社 北日本新聞社 論説副委員長	
都市計画	みずお えり 水尾 衣里	名城大学 教授	
農業土木	もり たけひさ 森 丈久	石川県立大学 准教授	

※50音順